

医療 DX 推進体制加算に係る掲示について

当院では、令和 6 年 6 月 1 日の診療報酬改定に伴う医療 DX 推進体制整備について、次のとおりの対応を実施しております。

- ① 診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等は、診療を行う診察室または処置室において、医師が閲覧または活用できる体制を有しています。
- ④ マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）に関して、一定程度の実績を有しております。
- ⑤ 電子処方箋を発行する体制について、電子カルテメーカーと協議を行っております（令和 7 年 3 月 31 日までの経過措置）。
- ⑥ 電子カルテ共有サービスを活用できる体制について、電子カルテメーカーと協議を行っております（令和 7 年 9 月 30 日までの経過措置）。
- ⑦ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するために十分な情報の取得・活用して診察を行うことについて、院内の見やすい場所等に掲示しております。

須坂腎・透析クリニック